

かごしま 市民のひろば

5 / 1 No.60

編集と発行 鹿児島市広報室

鹿児島市の人口(推計) 414,038人(男194,407人 女219,631人) 129,965世帯(47.4・1現在)

テレビ「市民のひろば」放送日程

MBCテレビ毎週日曜日午前8時から
(再放送 毎週月曜日午後4時から)

5月7日 くらしと憲法
5月14日 自然遊歩道
5月21日 一し尿くみ取り料金—
定額制と従量制
5月28日 5月の市政ハイライト

くみ取り料金制度を改定

六月一日から 一般家庭は定額制に

前号でもお知らせしましたが、六月一日からし尿くみ取りの料金制度が定額制と従量制の二本立てに変わり、一般家庭やアパートなどは、原則として定額制、会社や工場などは従量制になります。また料金制度の改定と同時に定日収集を実施しますが、これに備えて、このほどくみ取り業者の再編成が行われ五月一日から新地域割で業務を開始しました。

定額制

定額制は、くみ取り料金を各家庭の人数割で計算します。人数が変動がなければ料金は一一定額になります。

従量制

従量制は、従来どおりくみ取ったし尿の量によって料金を計算します。

人数の算定 人数はくみ取った日に実際に住んでいた人を基礎とします。

※人数は正確に申し出ていただきます。人数に変動があった場合には、担当業者に届けてください。

などでも次のような理由でくみ取り量が居住人員の標準排出量よりも多い場合。

▽居住者数が、はつきりしないところや外来者の多いところ(例：私じゆく、生花、茶道などの教授をしている家庭)。

▽雨水、わき水、洗い水などの混入が常時多いところ。

▽災害等の原因により雨水などが一時的に便槽に浸入した場合、その時にかぎりに従量制を適用。

▽掃除用の洗いが小バケツ二杯程度を



増設された肺田処理場

し尿の海洋投棄を解消

総工費約三億七千万円で、四十五年十二月に着工した肺田し尿処理場の増設工事がこのほど完了、四月六日から本格的な操業を始めた。

これまで、一日二百二十キロリットル(約十八万人分)の処理能力が、これで三百七十キロリットル(約三十一万人分)に引上げられました。また、この増設によってくみ取りし尿の海洋投棄は、完全になくなり、すべて衛生的に処理されることになりました。

町別し尿くみ取り業者名

町名	業者名(符号)	町名	業者名(符号)	町名	業者名(符号)	町名	業者名(符号)
吉野(磯・海岸国道筋)	ア	中	エ	紫原1~3丁目	コ	伊敷(脇田以北)	コン
吉野(磯道東側・脇道西側)	イ	金生・京	エ	紫原4~7丁目	ク	伊敷(脇田以南)	ク
吉野(県道西側)	イウ	住吉・加治	エ	日出	ク	小山田(主に河頭地区)	ク
吉野(県道東側・脇道西側)	イウエ	堀江・大黒・船津	エ	宇宿(電車線より海岸)	ク	小山田(その他)	ク
坂元(上之原)	エ	新・具服・千日・山之口	エ	宇宿(電車線より山手)	ク	犬迫(主に河頭地区)	ク
坂元(辻ヶ丘・川添)	エ	樋之口	エ	田上(田上川以北)	ク	犬迫(その他)	ク
坂元(その他)・柳・小川	エ	新屋敷・南林寺・松原	エ	田上(田上川以南)	ク	皆与志(主に河頭地区)	ク
清水・鼓川・池之上	エ	甲突・城南・錦江	エ	西別府	ク	皆与志(その他)	ク
稲	エ	中	エ	西田	ク	岡之原・川上・下田	ク
春	エ	荒田2丁目	エ	西田1丁目	ク	上福元(永田川以東)	ク
浜	エ	上之園・下荒	エ	西田1丁目	ク	上福元(永田川以西)	ク
上	エ	高上	エ	原常	ク	谷山塩屋(永田川以東)	ク
下	エ	荒田・天保山	エ	良・玉	ク	谷山塩屋(永田川以西)	ク
冷	エ	鴨池(唐湊を除く)	エ	新照	ク	東	ク
大	エ	鴨池(唐湊)・郡元(唐湊)	エ	草	ク	山田・中山・五ヶ別府	ク
易	エ	郡元(電車線より海岸)	エ	小野・下伊敷(栄門)	ク	和	ク
名山・山下・西千石	エ	郡元(唐湊を除く)	エ	下伊敷(日当平)	ク	下	ク
城	エ	真	エ	伊敷(甲突川以西)	ク	平	ク
照	エ	砂	エ			御本・南栄1~4丁目	ク
東	エ	和・南	エ			桜	ク

業者名の符号説明
ア…光清掃社 ④ 4018
イ…下町清掃社 ② 2709
ウ…三光社 ⑤ 3424
エ…富士産業 ② 5002
イ…サニタリ ② 2014
ウ…南清 ② 0629
エ…鹿児島清掃協同組合 ⑤ 5535
コ…市九産社 ④ 4456
ク…有田産業 ④ 3960
ケ…いしき清掃社 ② 9371
コ…南光白ばら ④ 6952
シ…文化清掃社 ④ 2077
ス…あさひ清掃社 ④ 5213
セ…市直営 ③ 1111 (内線498)

受け持ち業者が 変わりました

各地区の受け持ち業者が、五月一日からつぎの表のとおり変更になりました。これは六月一日からの定日収集をスムーズに行なうために、業者の再編によりサービス体制を整備充実したものです。

なお、定日収集については、地域別に日割りを決めて後日各家庭にチラシを配付します。新制度移行時には、不慣れのためご迷惑をおかけすることがあるかも知れませんが、この制度が一日も早く軌道にのり、業務が円滑に行なわれますよう市民のみなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

市長随想 (49)

最近、公害問題の中で人権の主張が大きくなされている例が多いようですが、これなどは憲法感覚からできた一つの例であって、国民経済を支えている産業であっても、人間の生命を脅かしてはならないという憲法精神がその根底にあると思うのです。

憲法記念日を迎えるに当たって、憲法を貫いている精神を考えてみることは、国民の幸せ、日本の発展を求め、道に通じるように思われるのです。

あれから二十五年、四半世紀が過ぎたことになり、この長い年月の中で国民の間には、新憲法の基本となつていく民主、平和、基本的人権についての理解も深まり、国民の生活感覚の中には、いわゆる憲法感覚というものが、ようやく定着しつつあるといえるのではないのでしょうか。

新憲法をめぐって制定当時の経緯等からして、今なお、改憲論、護憲論がありますが、その是非は別として、すくなくとも旧帝国憲法時代の政治や国民生活の実情を知るものとしては、新憲法の精神は否定できないと思うのです。

国民に政治の主権がなく、人間として基本的人権が侵され、国威発揚のためとして戦争が正当化された暗い時代に逆もどりすることはないと、思っています。それが、これに逆もどりするのではないかと、思っています。いつてよいというものではないと、考えます。

ことしもまた、五月三日の憲法記念日を迎えることになりました。新しい憲法ができてから、ことしは二十五年目に当たるわけですが、この二十五年の間に国民の意識は大きく変わってきました。

二十五年前といえば、日本が戦争に敗れた直後であって、アメリカの占領という特殊な環境下であったこともさることながら、大部分の国民のみならず、日本の将来がどうなるかという事を考える精神的余裕もなく、ただ、どうして生きていくかという、生きる手段を探し求めていた頃であったと思います。

(別表)

憲法が保障する主な国民の権利

- 自由権**…(1)身体・生命の自由(18条, 31条, 33条, 36条など), (2)思想・良心の自由(19条), (3)信教の自由(20条), (4)集会・結社・言論・出版その他いっさいの表現の自由(21条), (5)居住・移転・職業選択の自由, 外国移住・国籍離脱の自由(22条), (6)学問の自由(23条), (7)財産権の不可侵(29条), (8)住居の不可侵
- 平等権**…(1)法のもとでの平等(14条, 24条), (2)両性の本質的平等(24条)
- 参政権**…(1)選挙権(15条, 44条, 93条), 被選挙権(44条), (2)最高裁判所裁判官の国民審査権(79条), (3)憲法改正承認権(96条), (4)地方公共団体の長・議員の選挙権(93条), (5)地方公共団体の住民投票権(95条)
- 社会権**…(1)生存権(25条), (2)教育を受ける権利(26条), (3)勤労の権利(27条), (4)労働者の団結権・団体交渉権・争議権(28条)
- 請求権**…(1)裁判を受ける権利(32条, 37条), (2)請願権(16条), (3)損害賠償請求権(17条), (4)刑事補償請求権(40条)

くらしと憲法

鹿児島大学教授 最勝寺隼人



憲法施行二十五周年記念紙上演

五月三日は憲法記念日です。日本国憲法が施行されてから、ことしで満二十五年になります。日常ともすれば忘れられがちな憲法について、この機会に認識をあらたにする意味で、本日は、鹿児島大学の最勝寺隼人先生に「くらしと憲法」という題のもとに紙上演講演をお願いしました。

憲法が基本的 人権を保障

みなさんは、どなたでも、日常の家庭生活や市民生活の中で、生命の安全が保障され他人に拘束されないで自由に考え、話し合い、また活動できるような幸福な生活を営みたいと願っておいでのことでしょう。しかしただそれだけで「憲法」とよばれる国のきまりはほとんど意味のないことで、大事な点は、このような生活を確実に私たち自身のものにするということにあります。

そのためには、私たちが家庭生活や市民生活の中で、平等に個人として尊重され、生命や自由に関する権利にとどまらず、健康で文化的な生活を営む権利などが認められなければならない。このように、私たちが、人間らしい生活を営むために欠くことのできない諸権利を総括して「基本的権利」とよんでいます。これらの基本的権利が私たちに平等に保障されることにより、はじめて民主的な国家

憲法が基本的 人権を保障

や社会が築かれるのですから、基本的権利の保障は、単に私たち個人にとつてだけでなく、国家や社会のしくみにも重要な役割をもちます。それでは、だれがこのように基本的権利を保障しているのでしょうか。それは、国会でもなければ政府でもなく、「憲法」とよばれる国のきまりです。すなわち憲法は、基本的権利保障についての基本的な建前を定めている国のきまりであります。もちろん憲法は、このほかに、国の政治の原則やしきみの基本をも定めています。このような意味で、憲法は国の基本法であるといわれるのですが、憲法が私たちの生活に密接なかわりを持つのは、いうまでもなく憲法が基本的権利を保障している国の基本法であるという点にあります。「日本国憲法」は、国民はすべての基本的権利を享有すること、そしてこの憲法が国民に保障する基本的権利は、侵すこと



生活と密接なかわりを持つ憲法

のできない永久の権利として現在および将来の国民に与えられるものであること(第十条)を定めています。このように、私たちが幸福な家庭生活や市民生活を営むために必要な諸権利を享有できる基礎を与えられているので、

しかし、ここでご注意いただきたいことは、憲法は基本的権利保障の根本原則を定めているものですが、私たちの実際の生活とのかかわりあいかたは、むしろ間接的であるといえます。すなわち、私たちが家庭生活や市民生活を幸福に営むことができるための個々の直接的な権利は、憲法の原則や定めをもとにしてつくられるさまざまな国の法律とか、法律の範囲内で行われる政令や命令、地方公共団体の条例などで保障されています。このように、私たちの生活に密接なかわりを持つのは、「日本国憲法」によって基本的権利の享有を保障されていること、二十五年にもなるのに、今なお憲法を私たちの生活とは縁遠いものと思いがちであり、したがって、憲法に無関心の人や生活の中の個々の権利とはあまり関係がないと考えている人も少なくないのではないかと考えます。

しかし、さきほども申し上げましたように、法律は憲法をもとにつくられ、政令や条例などは法律の範囲内で行われるのが建前であり、しかも法律はいうまでもなく、政令や条例も、憲法がかかげている基本的権利保障の原則や定めを違反することは許されないので、私たちが実際の生活の中で認められている諸権利は、憲法の定めによる

源を発しているということができるでしょう。したがって憲法が基本的権利を保障している限り、私たちが享有する権利は、たとえ法律によってこれを奪ったり制限したりすることは許されません。「日本国憲法」がすべて国民は個人として尊重され、生命、自由および幸福追求に対する国民の権利については、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする(第十三条)とい、またこの憲法の条規に反する立法行為はもろろん、その他の国務行為も無効である(第九十八条)と定めているのは、まさしくこの点を指摘しているものでありまして、憲法は国の最高法規であるといわれる根拠もここにありま

とにもなりかねませんし、また生命の安全すら保障されない暗黒の社会生活を送らざるをえないことにはさえないのです。このことは、過去のヨーロッパの歴史だけでなく、太平洋戦争中私たちが経験した事実によつてすでに証明済みです。

それでは、私たちは、実際の生活の中でどのような基本的権利を保障されているのでしょうか。「日本国憲法」が保障する基本的権利は、普通、自由権、平等権、参政権、社会権請求権などに大別されますが、これらはどれもその中に多くのがつた内容の権利をもっています。そしてこれらの権利が法律などによつて具体的に保障されているのです。しかし紙面の都合でここでは重要な権利だけをあげることにします。(別表)

基本的権利の保持の義務と活用

さて、最後に申しあげたいことは、私たちは、民主的な社会の一員にふさわしい、前述のようないろいろの権利を永久不可侵の基本的権利として保障されているのですが、だからといって、自分の権利を無制限に濫用することによって、他の人びとの権利を妨害したり、社会全体の秩序や幸福をみだしたりすることは許されないといいことです。

この点は、各人が十分に留意しておかなければならないことでもあります。むしろ、私たちに、民主的な社会を築きあげるために、自分の努力によつて基本的権利を保持していく義務と、社会全体の幸福を増進するために基本的権利を活用する責任があるのです。このような義務と責任を私たちが果たすことによつて健全な民主的な社会がつけられていくことになるのではないのでしょうか。

太陽国体 会場と競技案内

■庭球 競技I 県立鴨池庭球場、中央公園テニスコート
一般男子、一般女子、高校男子、高校女子の四種別があり、それぞれ一人対一人のシングルスと二人対二人のダブルスの競技が行なわれます。

試合は、各ポイントが集まってゲームゲームが集まってセット、セットが集まってマッチとなつて終了します。国体では、三セットマッチを行なっていますが、高校男子・高校女子の準々決勝、準決勝、決勝以外の試合は、セットマッチがなく八ゲーム先取した方が勝ちになります。

競技は各ポイントごとに、ベースラインの外から相手のサーブコートにラケットでボールを打ち入れるサーブによつて始められます。サーブは、相手コートに向つて右側から始め、左右交互に行ないゲームごとに交替します。

■高校野球競技(硬式) I 県立鴨池野球場、鹿児島商業高校野球場
高校野球は硬式と軟式に分けられ、硬式野球は鹿児島市で、軟式野球は、東市来町湯之元で行なわれます。

硬式野球は他の競技のように、国体のための予選は行なわれず、夏の全国高校野球選手権大会で優秀な成績を取った十三校が、日本高等学校野球連盟から推せんされ、国体に出場するしくみとなっていますが、国体開催県は無条件で一校出場できます。試合は、トーナメント方式で行なわれ、公認野球規則が適用されます。



夏季大会まで 139日 (47. 9. 17~20)
秋季大会まで 174日 (47. 10. 22~27)



庭球競技

あわてるな つぎの青でも おそくな

市民専門講座を開設

モニターなど各種の募集も

市民専門講座

文化的教養を高め、実生活に必要な知識や技能を身につけていただく市民専門講座を六月から八月まで開きます。受講希望者(満十五歳以上の人、学生は除く)は受付日当日早めにお申込みください。

科目 下表のとおり22科目あり一人一科目受講できます。講座回数 毎週2回(18時〜20時)で、合計20回。

受講料 無料、ただし実習材料などの実費は各自負担。

申込受付 5月27日(土)午後一時〜三時 中央公民館で。ただし谷山福祉会館会場の料理だけは



熱心に学ぶ人達—昨年の毛筆習字講座—

幼児家庭教育学級
受付締め切りは5月18日
太陽の子運動の一つとして幼児を母親を対象に開きます。お申込みを5歳児をもつ母親(なるべくご家庭をあげて出席できる人)。

市教委谷山分室(谷山支所内)で受け付けます。なお各科目とも定員に満たらぬ場合は、電話や郵便での申込みはできません。詳しくは市教委の社会教育課(☎二二二内線547)へ

科目	会場	科目	会場
ペン習字	長田中	家庭園芸	谷山小
短歌	"	公民館	山下小
英会話	"	(合唱)	"
毛筆習字	"	和裁	照国高
毛筆習字	"	着物着付	洲小
手芸	"	洋裁	女子高
栄養講座	"	料理	女子高
ダンス	名山小	料理	谷山福祉会館
	火・金	工業	高
俳句	甲東中	家庭工作	九電
華道	"	家庭電器	センター
ペン習字	"	民謡	山下小
簿記	"	(おどり)	"
毛筆習字	"	着物着付	洲小
簿記	"	料理	女子高
家庭法律	"	茶	中山天保
料理	天保中山		

オリエンテーリング
申込みは5月13日まで
地図に示された地点を走り回り、5月18日(日)に吉野公園入り口にお集まりください。

生活学校

申込締め切りは5月18日
昭和47年度の生活学校生を募集します。

生活学校とは毎日の暮らしの中で切実に感じている問題一とくに商品と公共サービスを中心に取りあげ、関係の多く学習活動グループです。どしどし、ご応募を。

募集人員 第一生活学校(43年度開校)：80人、第二生活学校(46年度開校)：80人
学習期間 来年3月まで
申込期間 5月18日
申込方法 住所・氏名・年齢・電話番号をハガキに書き、市内山下町11の1 市教委の社会教育課生活学校係(電話☎二二二内線547)へ

消費生活モニター

応募期間は5月20日まで
消費生活におけるさまざまな問題について、ご意見・要望をお寄せいただくものです。お返事をさせていただきます。

資格 満20歳以上の人でなるべく他のモニターになる予定のない人(家族構成が3人以上)。
募集人員 40人以内。
任期 6月〜来年3月。
応募方法 ハガキに本人と家族の住所・氏名・年齢・職業を書いてお出しください。
募集期限 5月20日。
応募先 市内山下町11の1 市商工水産課消費生活係(電話☎二二二内線395)。



(3)

水道メーター

水道料金は使った水の量を水道メーターで計り、その量に応じて支払うという仕組みが、現在わが国の常識になっています。しかし、イギリス、オランダ、デンマークなど欧州諸国の一般家庭用の水道料金は水道メーターを使わず、建て物の面積、部屋数、家賃、人数あるいは土地・家屋の評価額などを基準とする定額制の料金体系をとっているところが多く、ちょうど「税」みたいな取扱いをしています。

わが国においても、水道創設時は、まず定額制から出発しました。この定額制は各戸にメーターをつけなくて、一戸あたりいくらとか家族の人数で料金をきめるという方法で、いくら水を使っても料金は変わらないため水道使用者の間に不公平が生じました。それに、この制度だと、水

をせたくに使う傾向が強い。ため、使用水量が次第にふえ水道事業体としても経営が困難になってきました。

そこで、やむをえず、その対策として、多額の費用を投じてメーターを取りつけ、計量制に切りかえたのです。

計量制の実施によって、料金の計算方法は合理的になった反面、メーター検針のための人手や料金計算の手間がかり、これらに要する費用も物価の上昇とともに年々ふえてきています。

欧州諸国は、日本と異なり

降雨量も少なく、また、古い石造アーチの水道橋の古跡にもみられるように、水には昔から苦労したため「水は尊いもの」という考えを幼いときから植えつけられてきたのか、または合理的な精神が日本人より劣っているためか、日本人の公德心が劣っているのか、見方はさまざまですが、いざいざにせよ、日本人では常識となっていない水道メーターによる計量制採用の理由を、欧州の人びとに説明するには、ちょっと気がひけます。

強化を目的に飼育の放し

〈県飼犬取締条例を一部改正〉

6月に飼犬の実態も調査



このたび、県飼犬取締条例の一部が改正され、五月一日から施行されました。おもな改正点は次のとおり。

- ① 狂犬病予防法により、これまで無鑑札の飼犬は野犬とみなして捕獲されましたが、こんごは、鑑札のついた犬でも放し飼いであれば捕獲することができません。
- ② 放し飼いの犬が人に危害を与えた場合、これまででは処置命令を出し、それを受け入れなかった飼主に罰金が適用されていましたが、こんごは、すぐに罰則が適用されることになりました。
- ③ 捕獲された犬を引き取るには、捕獲に要した費用を飼主が負担しなければなりません。
- ④ 保健所では、放し飼いと野犬のいない町で、太陽国体に集う人々を迎えられるよう、六月いっぱい飼犬の実態調査を行なう予定です。
- ◆ 春の、犬の登録と予防注射は五月十三日までです。忘れずに受けましょう。

計量モニター

募集期限は5月20日
消費者の計量意識をたかめ、計量行政を改善するための一助として、募集します。あなたも応募してみませんか。

資格 家庭の主婦で熱意のある方。
募集人員 20人。
仕事内容 6月7日の計量記念日から一カ月間に買った商品の中に検査所が指定した商品があったときは、その目的を計り計量日記に所定の事項を記入して報告していただくのが主です。
星 食 各自持参。
申込方法 市役所新館一階の市民相談室へ料金をそえて直接お申込みください。

太陽国体市民運動5月の努力目標

花いっぱい町に!



4〜5月は夏・秋咲きの草花のたねまきに最適な季節…。
花いっぱい運動も各市町で盛りあがっていますが、みなさんも、マリーゴールドやサルビア、ケイトウ、コスモス、カンナ(球根)、百日草などを庭先に植えこみ、地域の花壇やポットの草花の手入れにもご協力を。本市では、国体開催時には会場地に熱帯花木、マリーゴールド、サルビア、キクを、主な街路にサルビアを統一して植えこみます。

新動物園内に赤ちゃんの森

市では、現在赤ちゃんの誕生を記念して苗木を贈る一赤ちゃんプレゼントを行なっていますが、この記念樹を植える場所のない方々のために、平川町の新動物園内に「赤ちゃんの森」を造ることになりました。

植える場所がない人々に代わって、市が、一年分ずつまとめて植えこみ、管理しようというもので、ことしの4月届け出分から市民課、各支所希望者の「記念樹引換券」をおあがりしています。



注意

国民年金加入者へ

46年度分の未納保険料を今月以降納められる方は市国民年金課、支所で新たに納入通知書をお送り、近くの郵便局が県社会保険事務所へ納めてください。

昭和36年4月から45年3月分までの保険料を完納していない方は6月30日までに納めてください。もし、期限までに納められない場合は、将来老齢年金を受けられない場合があります。

毎月第一日曜は 市民総参加の美化デー

太陽国体を控え 町を清潔に

5月1日はアユ漁の解禁日。市と甲突川漁協では、市民のいこいの釣り場となるよう、甲突川上流に例年稚アユを放流しています。

5月分からは、この届けをしないと、5月分から来月4月分までの年金が受けられませんので、必ずお出しください。

悪質客引はすぐに通報を

悪質客引や不当な料金の請求、みやげ品の押売り、それに乗車拒否があつては鹿児島市の観光も台無しです。

お知らせ

民年金課給付係(21-11-1内線333)へお問い合わせください。

前記の届け出日は町ごとにより異なりますので、ご注意ください。

5月に行なう予定の、武岡団地宅地債券積立者募集(第3回)募集区画約90、住宅金融公庫融資付き)は7月に延期します。

ご利用を

アユ解禁が遊漁鑑札を発売。6月1日はアユ漁の解禁日。市と甲突川漁協では、市民のいこいの釣り場となるよう、甲突川上流に例年稚アユを放流しています。

お知らせ

います。ご利用を、河頭の吉満菓子店(21-21-21)中山酒店(21-21-21)三島義光氏宅(21-21-21)伊敷町の飯山清氏宅(21-21-21)福元末吉氏宅(原良町の有川重男氏宅(21-21-21)小形船山講習会と試験

漁業従事者、海事従事者(船舶乗組員など)を対象に、実施します。

受診希望者は住民票抄本・職業証明・印鑑証明各一通、写真(タテ4.5cm・ヨコ3.5cm)四枚、受講料七千円をそえて早め市商工水産課水産係(21-11-1内線400)か谷山支所(21-11-1)へお申込みください。



楽しく買物ができる運動 太陽国体市民運動

物ができる運動。推進協議会では、運動推進のための標語入りステッカーを作り、小売り商店デパート、旅館、ホテル、タグシー会社などのサービス業界に差しあげ従業者の方々の認識を高めていただくことにしました。

米の生産調整申込み

今年度も、米の生産調整が行なわれますが、本年度の米の生産調整(転作、休耕など)を実施される方は5月31日までに申込みください。

お知らせ

18日大明ヶ丘中央バス停前の広場、19日紫原の朝日公園。

技能検定試験 配管、左官ほか34職種の技能検定試験が近く行なわれます。

計量器の定期検査 商取り引きや証明、身体検査などに使われるヘカリ・オモリなどの定期検査(有料)を行ないます。

60番目のちびっこ広場完成

このほど皆志町の皆房部落に、皆房ちびっこ広場が完成し、こどもたちや父兄がたくさん集まり、末吉市長も出席して、開園式が盛大に行なわれました。

小児まひの生ワク接種 5月16日から5月31日まで小学校などを会場に生ワク接種を無料で行ないます。

胃・婦人ガン検診

検診車が地域に出向きますので、主婦の方や働きがりの男性はぜひ受けてください。

お知らせ

所保健予防課(21-21-21)か婦人会、町内会、部落会へ。

結核の無料住民検診 各地区を巡回して行ないます。

国保の無料巡回診療 郊外地域をまわり診療・保健指導などを行ないます。

協力

春は大そうじの季節です。ふだん忘れがちな所や手の届かない所を重点に、全戸もれなく大そうじを、また、近くの空き地公園なども進んできれいに!

春の大そうじ巡回指導 春は大そうじの季節です。ふだん忘れがちな所や手の届かない所を重点に、全戸もれなく大そうじを、また、近くの空き地公園なども進んできれいに!

協会の点字の読める方へ

市では、近く点字広報紙を発行します。ご家族や知人に、あられるは近所に、市視覚障害者協会未加入者で点字の読める方がおられましたらお手数ですが市の広報室広報係(21-11-1内線21)までご連絡ください。

水道があなたに贈る健康美

Table listing water supply services and health benefits across various districts.

Table listing medical services and doctors for various districts.

Table listing medical services and doctors for various districts.

Table listing medical services and doctors for various districts.

Table listing medical services and doctors for various districts.

Table listing medical services and doctors for various districts.

Table listing medical services and doctors for various districts.

赤十字社員増強運動 5月は赤十字社員増強運動月

赤十字社員増強運動 5月は赤十字社員増強運動月

赤十字社員増強運動 5月は赤十字社員増強運動月